

非FIT非化石証書の取引に係る 制度設計について

2019年1月30日

資源エネルギー庁

1.基本政策小委における議論について

2.高度化法の中間評価の基準について

第14回基本政策小委における議論について

- 第14回基本政策小委において、「中間評価の基準の設定について、小売競争への影響も精査しつつ、発電事業者の証書収入の用途制限や、証書の市場供出等の制度的手当と一体的かつ丁寧に議論する」とされた。
- また、具体的な内容については、「制度検討作業部会において議論を行い、検討結果を踏まえて基本政策小委で改めて議論する」とこととされた。

高度化法の目標の在り方②

平成30年12月
第14回基本政策小委より抜粋

- 2030年44%目標は長期エネルギー需給見通しに基づき、全事業者が努力して今後達成していくべき目標。高度化法判断基準（告示）においては、全ての小売事業者に対し努力を求めており、2030年時点での各小売事業者に課された目標を変更することは、全ての小売事業者が目標達成に向けて努力を行うという趣旨に照らして不適當。
- 他方で、高度化法の中間評価の基準の設定により、具体的に非化石証書の購入を通じた目標達成のための費用が発生するにあたり、小売競争への影響を精査することは重要。
- 2030年44%目標を議論するのではなく、中間評価の基準の設定について、小売競争への影響も精査しつつ、発電事業者の証書収入の用途制限や、証書の市場供出等の制度的手当と一体的かつ丁寧に議論することとしてはどうか。
- 具体的には、制度検討作業部会において議論を行い、検討結果を踏まえて本小委で改めて議論をすることとしてはどうか。

第14回基本政策小委における議論について

- 中間評価の基準を議論するにあたっては、高度化法告示や高度化法の趣旨を踏まえつつ、非化石価値取引市場等の制度的手当と一体的かつ丁寧に検討を行いながら、制度検討作業部会において論点を整理することとされた。

高度化法の目標の在り方③

平成30年12月
第14回基本政策小委より抜粋

- 中間評価の基準を議論するにあたっては、高度化法告示や高度化法の趣旨を踏まえつつ、小売競争に与える影響や、小売事業者による実行可能性、非化石価値取引市場との関係等に留意しつつ、制度的手当と一体的かつ丁寧に検討を行うことが求められるのではないか。
- 制度検討作業部会においては、論点を整理し、導入時期や内容については、基本政策小委で議論することとしてはどうか。

中間評価の基準設定にあたって法令上勘案すべき事項

- **高度化法告示との整合性**
→定量的かつ評価可能なものであり、2030年度目標達成の確度を高めるものとなっているか
- **高度化法に規定される要件（第5条関係）を勘案したものであること**
 - ① エネルギー需給の長期見通し
 - ② 小売電気事業者による非化石エネルギー源の利用の状況
 - ③ 非化石エネルギー源の利用に関する技術水準
 - ④ 再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情

中間評価の基準設定にあたって実態上勘案すべき事項

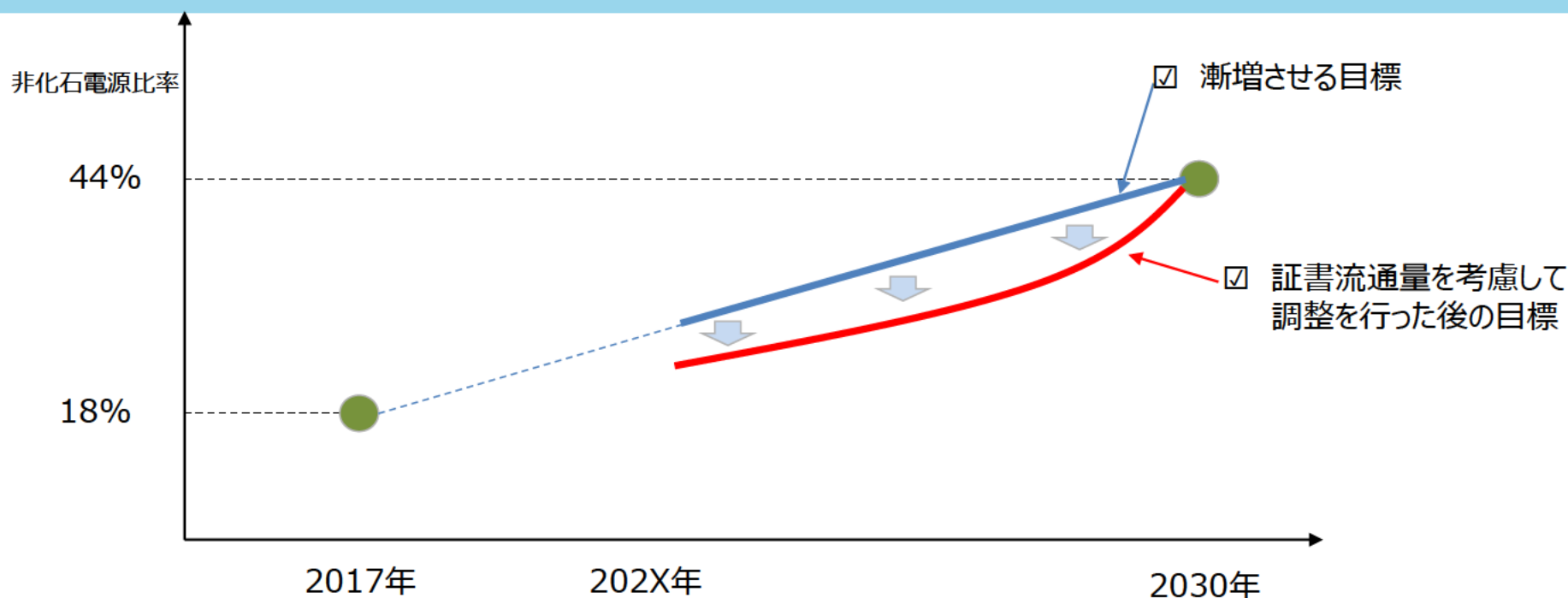
- **小売競争に与える影響**
→発電部門の非化石証書の収入を小売に還元しない等の方策により、公平な小売競争環境を確保できているか等
- **小売事業者による実行可能性**
→非化石価値取引市場等を活用して中間評価の基準を達成が可能となるかどうか 等
- **非化石価値取引市場との関係**
→証書価格の乱高下が関係事業者の予見可能性を失わせるものになっていないか等

1.基本政策小委における議論について

2.高度化法の中間評価の基準について

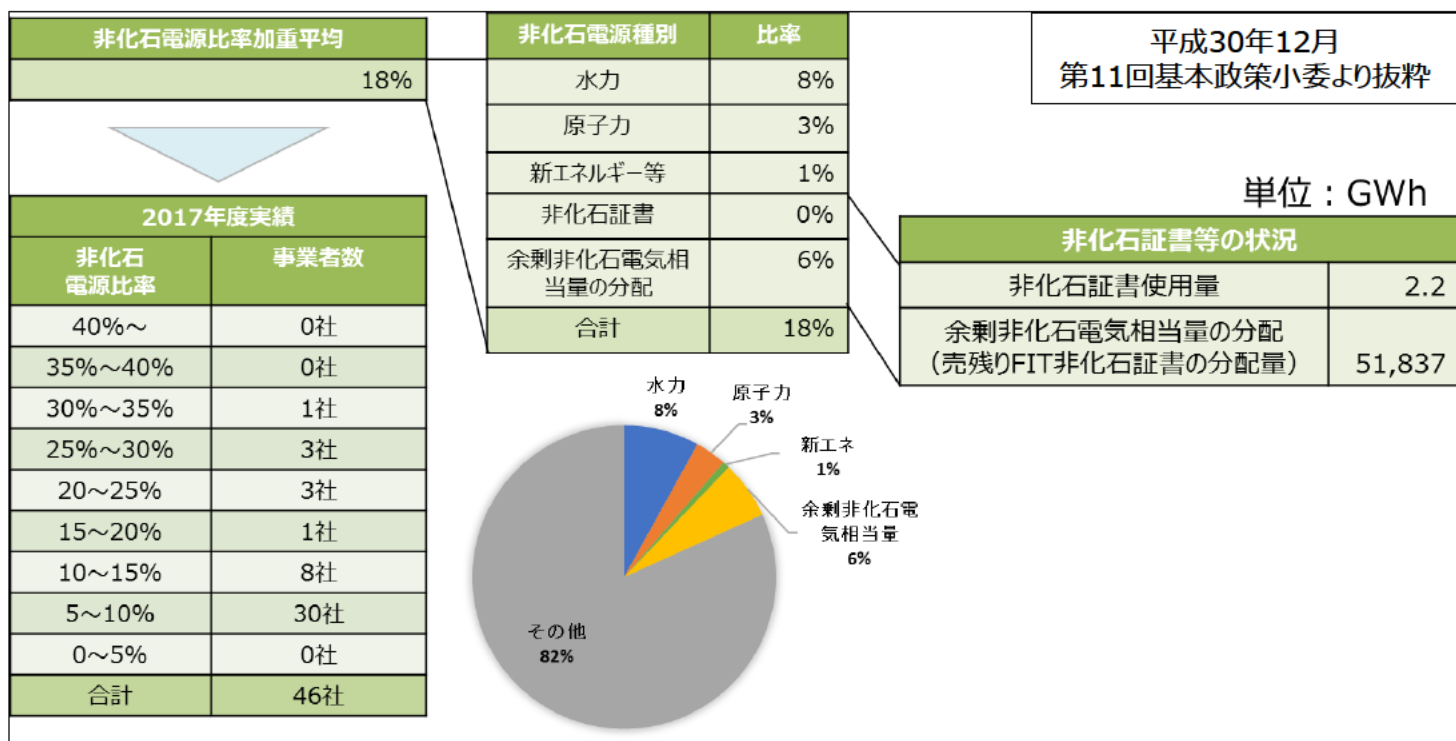
中間評価の基準を設定する上での論点（全体の目標値）

- 2030年44%目標の達成確度を高めるためには、202X年以降、毎年度目標値を設定し、44%に向けて漸増させることが考えられる。
- 他方で、小売事業者にとっての目標達成の手段である非化石証書について、非化石証書の需給がひっ迫する場合には小売事業者の高度化法の目標達成が困難となることから、毎年度目標の設定にあたっては、証書流通量等も考慮し、目標値の調整を行うことが妥当ではないか。
- また、小売事業者の目標達成へ向けた取り組み状況の中間評価については、毎年度の目標と実績を比較し単年度単位で評価する方法や、複数年度の目標と実績を比較し複数年度単位でまとめて評価する方法等が考えられるのではないか。



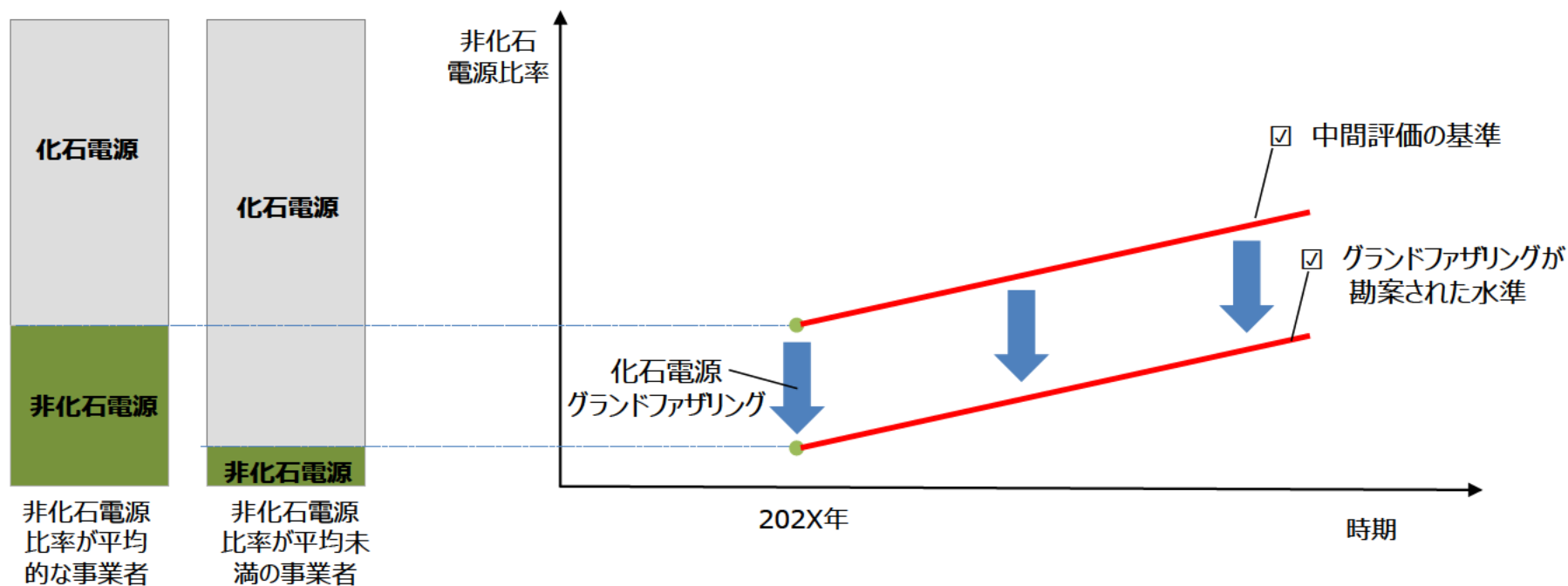
中間評価の基準を設定する上での論点（基本政策小委での意見）

- 17年度の非化石電源比率の報告状況を踏まえると、事業者間で非化石電源へのアクセス環境は大きく異なっているという実態があり、また、事業者の中には、他事業との関係等から化石電源を多く調達している事業者も存在する。
- 前回のTFや基本政策小委において、中間評価の基準を設定する上では、各事業者の置かれた状況を勘案するようなことも考え得るのではないかと、という意見もあったところ。



中間評価の基準を設定する上での論点（化石電源のグランドファザリング）

- 環境適合を推進する市場を導入する際に、諸外国においては既存事業者の継続的な事業の実施に対して各事業者の置かれた状況を勘案する事例が存在する。
- 従来、化石電源等の電気を調達していた小売事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行うことも考えられる。（化石電源グランドファザリング※）
※グランドファザリング：特例措置
- 他方で、こうした化石電源グランドファザリングを継続した場合には、対象事業者の非化石電源への移行が他事業者よりも遅れるという可能性もある。



中間評価の基準を設定する上での論点（化石電源グランドファザリングの漸減・撤廃）

- 諸外国の事例においては、グランドファザリング等の配慮を設ける場合、対象事業者に対しては、当該措置を段階的に漸減させ、最終的に撤廃を目指している。（参考：EU-ETSにおけるグランドファザリング）
- 中間評価の規準の設定においても、対象事業者における非化石電源の利用の遅れを是正する観点から、化石電源グランドファザリングを諸外国と同様に段階的に漸減させていくことが適当ではないか。
- 具体的には2030年までの中間段階で化石電源グランドファザリングの在り方を見直すこととしてはどうか。
（（例）202X年～202Y年までをPhase 1とする。202Y+1年～202Z年までをPhase 2とし、Phase 2における化石電源グランドファザリングの在り方は202Y年までに検討する。）
- なお、化石電源グランドファザリングを漸減・撤廃するにあたっては、各小売事業者の非化石電源の調達状況等を注視した上で、小売事業者間の競争に与える影響に留意する必要がある、十分な議論を行いながら検討していく必要があるのではないかと。

※Phase 2以降の化石電源グランドファザリングの在り方については、化石電源グランドファザリングを漸減させていく必要性がある一方で、現時点で将来時点での各事業者の非化石電源の調達環境等について確実性をもって見通すことができないこと等を考えると、現時点で議論する材料が揃っていない。したがって、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、グランドファザリングの在り方を適切に見直すことを基本とし、今後、議論することとしてはどうか。なお、2030年度の44%目標の在り方は、平成27年度の電力・ガス基本政策小委の議論を踏まえ決定した事項であり、これを変更する何らかの事情が生じた場合には電力・ガス基本政策小委で議論することとなる。

参考：EU-ETSにおけるグランドファザリング（排出枠の無償配分）

＜欧州委員会のHPを基に経済産業省作成＞

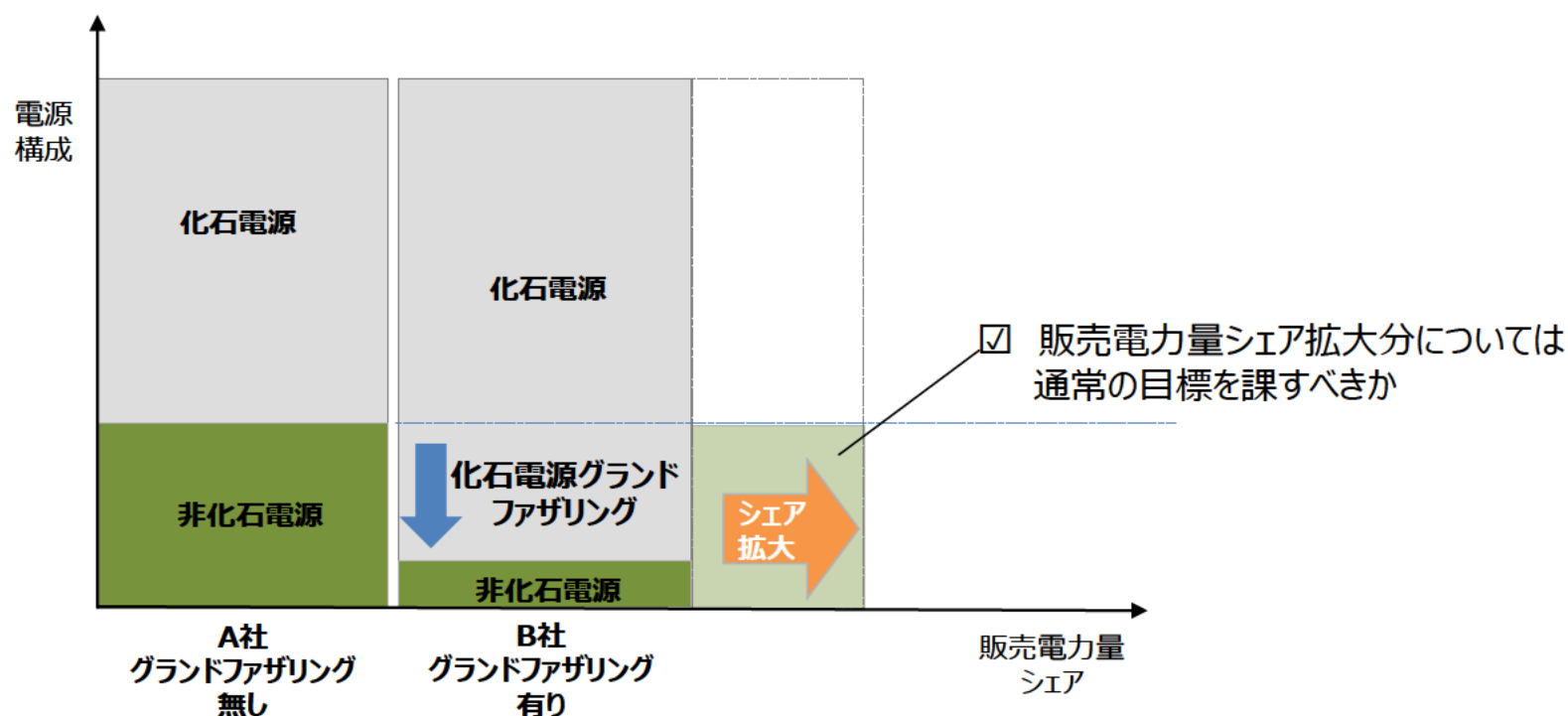
- Phase 1（2005-2007） ほとんどの排出枠が無償配分される
- Phase 2（2008-2012） 約90%の排出枠が無償配分される
- Phase 3（2013-2020） 無償配分は全体の40%程度となる予定（電力の無償配分は無し、製造業は2020年にかけて30%に減少）
- Phase 4（2021-2030） カーボンリーケージの懸念があるセクターを除き無償配分を撤廃

※無償配分された排出枠は望ましい原単位を基準とするベンチマーク方式と過去排出実績を基準とするグランドファザリング方式（又はその組み合わせ）で割り当てられる。

中間評価の基準を設定する上での論点（シェア拡大時等の論点）

- 化石電源グランドファザリングを設定した事業者がシェアを拡大した場合には、非化石電源の利用拡大が遅れることが懸念される。
- このため、化石電源グランドファザリングを設定した事業者が販売電力量のシェアを増加させた分や新規参入事業者の取り扱いについては、通常的目標値を設定するなどの措置を講じるべきか等について検討が必要と考えられる。

◆ 化石電源グランドファザリング設定事業者のシェア拡大時の論点（イメージ）



証書収入の用途制限等について

※本頁は作業部会後に一部修正を行っている。
(青字部分)

- 証書収入の用途制限については、基本政策小委において、**実効性を担保することが困難**ではないかという指摘があった。
- また、化石電源グランドファザリングを設ける場合、小売事業者に対して、従来の化石電源の調達状況を踏まえて目標を設定するため、非化石証書の内部取引を認めることも考えられる。
- 他方で、非化石証書の収入について、非化石電源の維持・拡大に確実につなげていくという観点から証書収入の用途制限について引き続き検討することも考えられる。
- また、非化石電源の保有者に非化石証書の市場への売却を求めることについても証書アクセス機会の確保の観点から引き続き検討することも考えられる。

基本政策小委でのご意見

用途制限 について

- ✓ 全事業者に一律44%の目標を課す場合は、**小売競争環境の事業者間のイコールフットिंगの観点から、用途制限を設定すべきと考えるが**、会計の観点から**実効性の担保**が非常に難しいと思われる、限られた時間のなかで検討をする必要はないのではないか。年金など一部を除き、用途制限をかけているような事例もないのではないか。
- ✓ また、一旦、非化石電源を持っている事業者の立場としても、非化石証書の収入として課税対象となる一方で、その収入に対して用途制限が掛けられてしまうのは違和感があるのではないかと。一般的に収入の使途は各社の経営判断に係ることなので、それを制限するということは自由化とは相反した手当なのではないか。

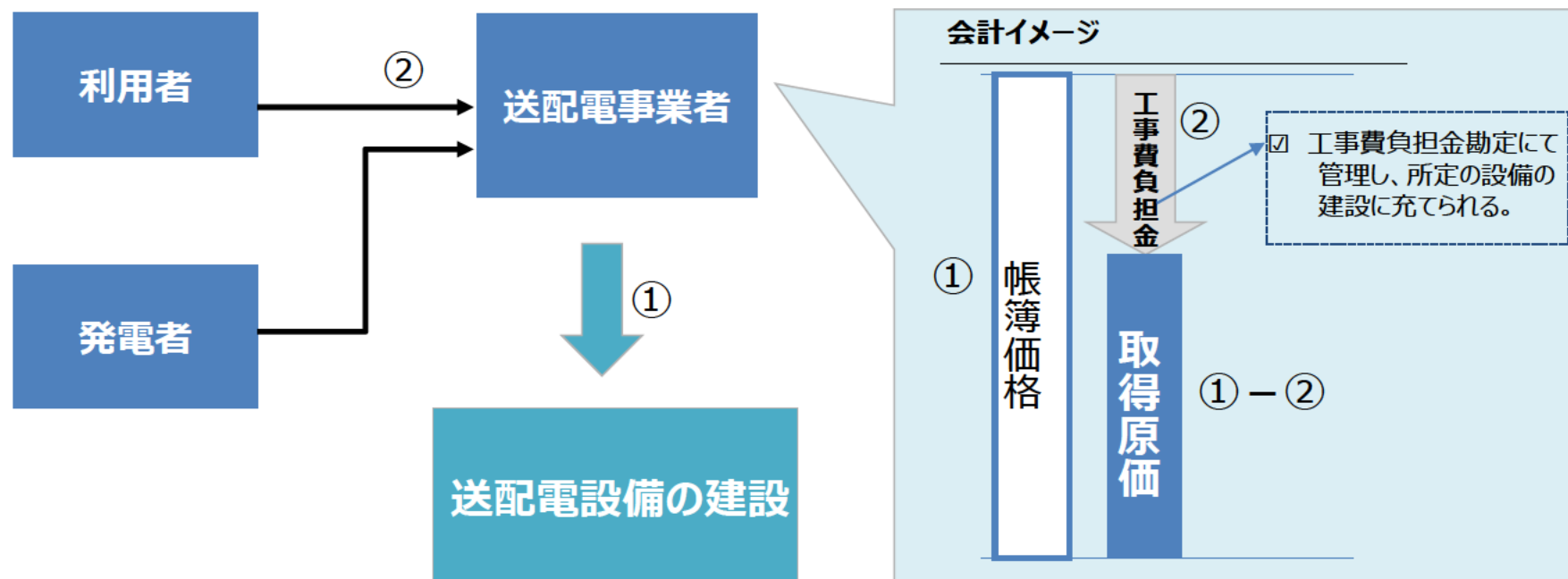
(参考) 工事費負担金について

- 電気事業者が電気を供給するための設備の維持・運営に係る支出は、原則として一般送配電事業者が負担するが、送電線等の設備の工事費の一部を特定の電気利用者・発電事業者が負担する場合があります、当該支払い金額を工事費負担金という。
- 一般送配電事業者は、工事費負担金を受け取ったのちに、所定の設備を建設する。当該設備の建設に充てられた工事費負担金は、工事費負担金勘定を以って整理し、他勘定への振り替えが禁じられる。(電気事業会計規則第10条)

※工事費負担金として設備の建設工事費の一部を受け取った電気事業者は、会計上控除項目として整理し、建設費の帳簿原価から工事費負担金等を控除した金額が取得原価となる。減価償却は、この取得原価を対象として行われる。

工事費負担金支払い者

設備保有者



FIT非化石証書の入札上限価格・下限価格/売れ残り証書の取り扱い

- 中間とりまとめ（「非化石価値取引市場について」（2017年12月））において、「非化石価値取引市場における（FIT非化石証書における）最低・最高価格や、売れ残り証書の取り扱い等についても中間評価の基準の議論にあわせて改めて検討する。」としていたところ。
- FIT非化石証書の入札最低価格・最高価格については、現在、トラッキング実証事業に取り組んでいるところであり、そうした取り組み結果を踏まえて改めて議論することとしてはどうか。
- 売れ残ったFIT証書の取り扱いについては、中間評価の基準導入後のFIT証書の売れ行きに与える影響や事業者にとっての予見可能性等を踏まえ慎重に議論を進めてはどうか。